

景観整備等に資する主な事業の概要

事業名	目的・事業概要	景観に配慮した道路舗装	ポケットパーク・多目的広場整備	公園・緑地等の整備	共同駐車場等の整備	建物等の修景	建物等の内部改修	親水空間整備	景観等に配慮した河川空間の整備	景観等に配慮した港湾空間の整備	船着場等の整備	水環境の改善	担当部局
まちづくり交付金	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。	○	○	○	○			○	○		○	○	国土交通省 都市・地域整備局
身近なまちづくり支援街路事業 (歴みち等)	統一したまちづくりテーマを設定し、地区整備の方針、基幹的な公共施設、地区施設及び建築物等の整備に関する計画等、まちづくりに関する総合的な地区整備計画が策定されている地区において、生活空間の向上等に資する幹線街路、補助幹線街路等を体系的に整備する。	○	○										国土交通省 都市・地域整備局
特定交通安全施設等整備事業 (駐車場整備に対する補助制度)	路上駐車や過労運転等による休憩のため、緊急に安全を確保する必要がある道路において、交通安全の観点から、道路附属物としての自動車駐車場や簡易パーキングを整備する。				○								国土交通省 道路局
街なみ環境整備事業	生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図る。	○	○	○		○							国土交通省 住宅局
歴史的港湾環境創造事業	今なお残る港湾の歴史を物語る石積みの防波堤や護岸等の歴史的港湾施設を港湾文化の貴重な財産として保全・活用しながら周辺に緑地等を配置し、文化的で歴史的な香りの漂う海辺の交流拠点を形成し、地域の活性化を図る。	○	○	○	○	○	○			○	○	○	国土交通省 港湾局
建築ストック活用型再生賃貸住宅制度 (公営住宅建設費等補助)	循環型社会に対応し、建築ストックの有効活用を図ることにより、都市居住機能の回復による都市の再生、少子高齢化への対応など地域の課題と需要を踏まえた的確・効率的な公的賃貸住宅の整備を促進する。						○						国土交通省 住宅局
河川環境整備事業	(水環境整備事業・河川浄化事業) 汚泥浚渫、浄化用水等の導入等により水質浄化を行い、清浄な流水の確保を図る。 (自然再生事業) 良好な河川環境を保全・復元するために必要な湿地再生等を行う。 (河川利用推進事業) 親水や舟運等の河川利用の推進を図るために必要な河道や施設等の整備を行う。 (河畔整備事業) 再開発や公園整備等のまちづくりと併せ、水辺のオープンスペース等の整備を機動的かつ一体的に実施する。							○	○		○	○	国土交通省 河川局
ふるさとの川整備事業	水辺は、貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えると共に、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて貴重な役割を果たしており、特に最近ではまちづくりと一体的に水辺空間の整備を図ることが社会的な要請となっている。このため、河川本来の自然環境の整備・保全や周辺の景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。							○	○		○		国土交通省 河川局
桜つつみモデル事業	水辺は貴重な水と緑の空間であり、河川の清涼な流水と緑の堤防は地域社会の憩いの場等として貴重な役割を果たしてきた。しかし、沿川地域の市街化等に伴い、緑が減少しつつあることから、近年、良好な水辺空間の整備の一環として堤防及びその周辺の緑化に対する要請は非常に強いものがある。このため、特に周辺の自然的、社会的、歴史的環境等との関連から河川の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る必要のある一定区間を「桜つつみモデル事業」として認定し、堤防を強化するとともに桜等を植樹して、積極的に良好な水辺空間の形成を図る。								○				国土交通省 河川局
都市公園等整備事業	地域の歩んできた歴史を偲ばせる城跡や旧宅等の歴史的建造物と、それらの歴史的遺産と周囲の緑が一体となって、集団的に美しい風致景観を形成している地域において、歴史的建造物とその周辺の緑の保全を公園緑地制度を活用して一体的に整備・保全し、地域の環境拠点として活用している。			○									国土交通省 都市・地域整備局
景観形成事業推進費	豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、年度途中の必要に応じた機動的な予算措置によって各府省の事業を推進し、良好な景観形成を図ることを目的とするともに、観光立国の推進にも資する。	配分先である各府省の事業制度による。 ※公共事業関係費に係る事業を対象											国土交通省 国土計画局
景観形成総合支援事業	地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用(景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置等)を中心とした取組を支援する。 ※右欄の○印については、景観重要建造物等の保全活用に取組にともなうもの。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	国土交通省 都市・地域整備局

※参考資料:都市再生本部設置「歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会」最終報告書(平成15年5月)
「2006 国土交通行政ハンドブック」